

財務省告示第五十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年一月二十二日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年二月四日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 (十年)					国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回			
五百一億円	二百一億円	十億円	六十億円	七十億円	百二十億円	四十億円	百五円九十六銭二厘	百五円九十九銭四厘	百五円九十九銭四厘